

どうする？どうなる？

【欧州】単一特許・統一特許裁判所

～進化する欧州特許システム～

欧州特許制度が始まって以来、40年を超える歴史において最大の变革と言われている、新制度「単一特許・統一特許裁判所」について、欧州最大規模の知財法律事務所ホフマン・アイトレ (Hoffmann Eitle) より欧州弁理士・弁護士を講師にお招きし、2講演を行います (逐次通訳付き)。早ければ来年中とも言われている新制度の始動に先だって《理解しておくべきこと・行っておくべきこと》をお話し頂きます。これまでの実務を大きく変革する新制度について、専門家による講演を通して理解を深めるよい機会かと存じます。なお、本講演は、新制度に関する知識の全くない方でも平易にご理解頂ける内容となっております。この貴重な機会をどうぞお見逃しなく！

平成29年11月16日 (木) 13:30～18:10 開場 13:00
インターコンチネンタルホテル大阪 2F SAKURA

第1部

13:35～16:05

逐次通訳：弁理士 森嶋正樹 (三枝国際特許事務所)

単一特許 (The Unitary Patent) について



講師：マティアス・キンドラー (Dr. Matthias Kindler)

ドイツ弁理士・欧州弁理士。ホフマン・アイトレのパートナーであり、化学部門の共同責任者でもある。独レーゲンスブルグ大学にて化学を専攻し、自然科学のPh.Dを取得。化学・医薬発明を専門とし、特に欧州特許庁 (EPO) における審査、異議およびアペールに加えて、ドイツ裁判所における特許無効訴訟および侵害訴訟を得意とする。さらに医薬特許についての存続期間延長 (SPC) の経験が豊富であり、ドイツ連邦特許裁判所、ドイツ連邦最高裁判所および欧州司法裁判所における数多くの事件 (C-392/97 - Farmitalia Carlo Erba s.r.l., C-31/03 - Pharmacia Italia等) を手掛ける。ドイツ国内および海外において特許およびSPCについて多くのセミナーを行っている。

現行の欧州特許システムと、単一特許を含む未来のシステムとの対比を行います。単一特許 (正式には「単一効を有する欧州特許」) のコンセプトについて詳細に解説し、さらにその利点についてもご説明致します。具体的には、どのようにして単一特許を取得するのか、有効化を行うのか、年金を支払うのか、といった点について概説します。続いて、単一特許の地理的効力範囲、そしてその効力を根源的に決定付ける、いわゆる単一特許パッケージについてもお話しします。さらに、単一特許の保護に関する欧州特許庁の規則についても解説します。さいごに、「Brexit」 (英国のEU離脱) の現在の状況、それが単一特許および統一特許裁判所 (UPC) に及ぼす影響について検討を行います。また、(新システムが始動するために必須である) UPC協定の批准プロセスの最新状況、特にドイツにおいて提起された憲法違反の訴えを巡る状況をお伝えします。なお、本講演は英語で行われますが、弊所弁理士・森嶋正樹が逐次通訳を行います。

第2部

16:35～17:50

本講演は日本語で行われます

統一特許裁判所 (The Unified Patent Court) について



講師：ディルク・シュスラー＝ランゲハイネ (Dr. Dirk Schüssler-Langeheine)

ドイツ弁護士。ホフマン・アイトレのパートナーであり、特許侵害・ライセンス部門の共同責任者でもある。独ボン大学にて、日本の法律、政治および言語を学んだのち、神戸大学にて法学博士を取得。ドイツでの特許侵害訴訟を代理しており、特に標準必須特許、医薬特許についての経験が豊富である。また、欧州全域にわたる特許訴訟手続きのコーディネーターも行う。特許およびノウハウについてのライセンス契約に関し、契約書のドラフティング、契約書ドラフトのレビューおよび訴訟も手掛けている。英文書籍「Patent Practice in Japan and Europe (日本および欧州における特許実務)」の共同著者であり、他にもドイツ、欧州および日本におけるライセンス・特許に関する数多くの論文を発表している。

統一特許裁判所 (UPC) について、裁判管轄、裁判権を有する事件の種類を説明します。また、各裁判所の特徴 (裁判官や使用言語等)、および所在地等についてご説明します。続いて準拠法や裁判所手続について解説し、侵害訴訟および特許無効の訴えの審理スピードについてもお話しします。さらに、訴訟費用、費用回収の見込みといった費用面についても解説を行います。また、EPOにおける異議申立てとUPCにおける特許無効の訴えとの比較を行います。さいごに、UPCの裁判管轄から従来型欧州特許を除外してもらうための手続である、いわゆる「opt-out」について、そのコンセプト、具体的手続、および戦略的活用方法について解説します。

知財法律事務所ホフマン・アイトレ (Hoffmann Eitle) について :

1892年創立の、欧州最大規模の知財法律事務所。今年で創立125周年を迎える。弁理士90人、弁護士15人、約280人の専門スタッフを抱え、ミュンヘン、ロンドン、デュッセルドルフおよびハンブルグにそれぞれ事務所を構えるだけでなく、さらにミラノとマドリッドではそれぞれ現地事務所と共同で事務所を運営している。特許、実用新案、意匠、商標および著作権のほか、不正競争防止法や反トラスト法関連、ライセンス等について幅広くサービスを提供している。審査および訴訟において、国際的に高い評価を得ている。

三枝国際特許事務所 森嶋正樹弁理士のご紹介 :



日本弁理士。2008年より弊所に所属。京都大学農学部農芸化学科を卒業後、京都大学大学院農学研究科にて修士課程修了（応用生命科学専攻）。2010～2011年の一年間、ホフマン・アイトレを含む複数の欧州特許事務所にて実務研修を行う。化学・ライフサイエンス分野を専門とし、日本における審査、異議申立て、無効審判および訴訟、ならびに鑑定等を手掛けるほか、海外実務も得意とする。特に、EPOにおける異議申立・アペールを数多く手掛けており、口頭審理におけるクライアントのサポートの経験が豊富である。

プログラム

13:30～13:35	開会のご挨拶 林 雅仁 三枝国際特許事務所 所長弁理士
13:35～16:05	単一特許 (The Unitary Patent) について マティアス・キンドラー (Dr. Matthias Kindler) 知財法律事務所ホフマン・アイトレ (Hoffmann Eitle) パートナー弁理士
16:05～16:35	コーヒープレイク
16:35～17:50	統一特許裁判所 (The Unified Patent court) について ディルク・シュスラー＝ランゲハイネ (Dr. Dirk Schüssler-Langeheine) 知財法律事務所ホフマン・アイトレ (Hoffmann Eitle) パートナー弁護士
17:50～18:05	質疑応答
18:05～18:10	閉会のご挨拶 菱田 高弘 三枝国際特許事務所 パートナー弁理士

●会場へのアクセス

インターコンチネンタルホテル大阪 2F SAKURA

〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町3番60号
グランフロント大阪北館タワーC 2F
TEL : 06-6374-5700
<http://www.icosaka.com/support/access.php>

